

【所得控除（人的控除以外）計算方法】

●所得控除（人的控除以外）

※同居特別障害の上乗せ額(所得税:35万円, 住民税:23万円)は、障害者控除額に加算

雑損控除	(差引損失額－総所得金額の合計額×10%)または、(災害関連支出の金額－5万円)とのいずれか多い方の金額						
医療費控除	支払った医療費－保険金等で補填された金額－{(10万円)または(総所得金額等の5%)のいずれか少ない方の金額} ※限度額200万円						
スイッチOTC薬控除	スイッチOTC医薬品の購入費用を年間1.2万円を超えて支払った場合、その購入費用(年間10万円を限度)のうち1.2万円を超える額 ※医療費控除との併用はできない。						
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金・厚生年金の保険料、公務員共済の掛金、雇用保険(被保険者として負担する労働保険料)、健康保険の保険料等の支払った金額の合計額						
小規模共済等掛金控除	小規模企業共済事業団に支払った第一種共済契約の掛金や、心身障害者扶養共済制度の掛金の金額						
地震保険料控除	地震保険料			旧長期損害保険料(※経過措置)			地震保険料控除 地震保険料+旧長期損害保険料 ※控除の上限 所得税:5万円 住民税:2万5千円
	支払額(円)	住民税控除	所得税控除	支払額(円)	住民税控除	所得税控除	
	～50,000	支払額×1/2	支払額	～ 5,000	支払額	支払額	
				5,001～10,000	支払額×1/2+2,500円	支払額	
				10,001～15,000	支払額×1/2+2,500円	支払額	
	50,001～	25,000円	50,000円	15,001～20,000	10,000円	支払額×1/2+5,000円	
			20,001～	10,000円	15,000円		
寄附(付)金控除	住民税:(都道府県・市町村・特別区、鹿児島県共同募金会、鹿児島県内の日本赤十字社支部に対する寄附金額)または(総所得金額等の合計額の30%)のいずれか少ない方の金額－2千円)×10% 税額控除						
	ふるさと納税:上記+[(ふるさと納税額-2千円)×(90%－所得税の限界税率×1.021)] ←特別控除額 ※課税所得金額－人的控除差調整額≥0の場合 かつ これを適用した場合の所得割の20%までが上限						
	所得税:(国・地方公共団体、日本赤十字等、独立行政法人等、学校法人等、政党・政治資金団体等、認定NPO法人に対する寄附金)または(総所得等金額の40%)のいずれか少ない方の金額－2千円 所得控除						
生命保険料控除	【旧】生命保険料(A)・【旧】個人年金保険料(B)			【新】生命保険料(C)・【新】個人年金保険料(D)・介護医療保険料(E)			※控除の上限(所得税) ・生命保険料(A)+(C):4万円 (A)のみ適用を受ける場合は5万円 ・個人年金保険料(B)+(D):4万円 (B)のみ適用を受ける場合は5万円 ・介護医療保険料(E):4万円 ※合計額は12万円が限度※ (住民税控除の合計額は7万円が限度)
	支払額(円)	住民税控除	所得税控除	支払額(円)	住民税控除	所得税控除	
	～ 15,000	支払額	支払額	～ 12,000	支払額	支払額	
	15,001～ 25,000	支払額×1/2+ 7,500円	支払額	12,001～ 20,000	支払額×1/2+ 6,000円	支払額	
	25,001～ 40,000	支払額×1/2+ 7,500円	支払額×1/2+12,500円	20,001～ 32,000	支払額×1/2+ 6,000円	支払額×1/2+10,000円	
	40,001～ 50,000	支払額×1/4+17,500円	支払額×1/2+12,500円	32,001～ 40,000	支払額×1/4+14,000円	支払額×1/2+10,000円	
	50,001～ 70,000	支払額×1/4+17,500円	支払額×1/4+25,000円	40,001～ 56,000	支払額×1/4+14,000円	支払額×1/4+20,000円	
	70,001～100,000	支払額×1/4+17,500円	支払額×1/4+25,000円	56,001～ 80,000	支払額×1/4+14,000円	支払額×1/4+20,000円	
100,001～	35,000円	50,000円	80,001～	28,000円	40,000円		